

別紙25（沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る取扱い）

別紙24沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業に係る運用（以下この別紙において「運用」という。）の内容等については、以下のとおりとする。

第1 事業の内容等

1 交付対象経費

沖縄振興公共投資交付金（以下この別紙において「本交付金」という。）の交付対象経費については、別添1のとおりとする。

2 地域提案事業

(1) 運用第2の3の地域提案事業は、運用別表の目標に掲げた事業と一体となって当該目標の達成に真に必要な事業とする。

(2) (1)の事業実施主体（以下この別紙において「事業主体」という。）、交付率及び交付対象経費は、一体となって実施しようとする事業に係る事業主体、交付率及び交付対象経費に準ずるものとする。

(3) 沖縄県知事（以下この別紙において「知事」という。）は、本交付金の交付を受けた金額の20%の範囲内で、地域提案事業に係る経費の一部を事業主体に交付することができるものとする。

3 補助対象施設

本交付金の事業の対象施設は、別表1のとおりとする。

第2 事業計画

1 知事は、実施要件確認に必要な資料として、運用第3の規定に基づき、毎年度、事業の開始前に様式2により当該年度の事業計画、様式3により事前点検シートを作成し、様式1により内閣府沖縄総合事務局長（以下この別紙において「沖縄総合事務局長」という。）に提出するものとする。ただし、複数年度にわたる事業の場合は、初年度の事業の開始前に複数年度にわたる事業計画、事前点検シートを作成し、沖縄総合事務局長に提出するものとし、2年目以降の年度においては、事業計画の進捗を様式2により同じく報告するものとする。

2 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

運用第3に定める目標を定量化する指標（以下この別紙において「指標」という。）は、別表2の指標のガイドラインに基づき記載するものとし、該当する指標に関する沖縄県が設定する指標（以下この別紙において「全体指標」という。）のほか、個々に設定する指標（以下この別紙において「個別指標」という。）とする。

(1) 基本的事項（森林・林業・木材産業に係る現状と課題、施策の基本方針等）

(2) 全体計画（目標、全体指標）

(3) 個別計画

ア 個別指標

イ 具体的事業内容

ウ 費用対効果分析結果

- 3 知事は、事業計画の作成に当たっては、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第11条第1項の規定に基づく「森林・林業基本計画」、森林法（昭和26年法律第249号）第4条に定める全国森林計画、同法第4条第5項に定める森林整備保全事業計画、同法第5条に定める地域森林計画、同法第10条の5に定める関係市町村の市町村森林整備計画、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第2条の2第2項の規定に基づく「林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想」、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第4条第2項の規定に基づく「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第4条第3項の規定に基づく「木材安定供給確保事業に関する計画」及び活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第19条第2項の規定に基づく「防災林業経営施設整備計画」、関係する流域において策定されている流域林業活性化実施計画、地域振興に関する基本的な計画又は方針との調和を図るとともに、関係行政機関、林業関係団体、民間非営利団体及び地域住民等との必要な調整を図るものとする。
- 4 事業計画の内容は、沖縄県林業・木材産業構造改革プログラム等の沖縄県が定める目標の達成に資するものとする。
- 5 事業計画の変更
運用第3の2に定める重要な変更については、次の場合に、様式1により行うものとする。ただし、附帯事業は除く。
 - (1) 目標単位での指標（指標の種類及び数値）の追加・変更又は廃止
 - (2) 目標単位での事業主体の新設
- 6 事業計画の作成及び事業の実施に当たっての留意事項については、別添2のとおりとする。

第3 他の施策・事業等との調整

知事は、本交付金の事業の実施に当たって、国及び県等の森林林業に関する諸施策や補助事業等と十分に調整、連絡を図るものとする。

第4 事業の実施

- 1 事業は、第2の事業計画に基づいて、それぞれの事業主体が所要の経路を経て実施するものとする。
- 2 事業に係る本交付金の交付申請、受領及び事業主体への交付並びに事業実施の指導監督に係る事務は、知事が行うものとする。
- 3 知事及び事業主体は、地域の実情に鑑み、過剰と見られるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減に努めるものとする。

第5 事業実施の報告

知事は、運用第4に基づき、様式4により実施報告書を作成し、沖縄総合事務局長に報告するものとする。

第6 達成状況報告

知事は、運用第4に基づき、様式5により、指標の達成状況について、下記のとおり沖縄総合事務局長へ報告するものとし、事業主体は、知事が行う達成状況の報告に必要な調査その他必要と判断される事項（本交付金の事業により整備した木材加工流通施設ごとの木材安定取引協定等に基づく原木の取引総量及び総額など）の調査等に協力しなければならない。

なお、知事は、調査の結果を踏まえ、市町村長及び事業主体に対して、山元への利益還元状況を含めた山元との連携状況について聴取することができるものとする。

1 全体指標

- (1) 目標年度は、事業完了の翌年度（以下この別紙において「調査初年度」という。）から起算して5年目とする。
- (2) 調査年度は、目標年度とし、調査年度の翌年度の10月末日までに沖縄総合事務局長に報告する。

2 個別指標

- (1) 目標年度は、調査初年度から起算して5年目とする。
- (2) 調査年度及び報告年度

調査は、調査初年度から目標年度までのすべての年度において行うものとし、各調査年度の翌年度の10月末日までに沖縄総合事務局長に報告する。

また、施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設（以下この別紙において「収支を伴う施設」という。）に係る収支実績についても、調査初年度（事業完了年度に営業実績がある場合は、その年度分も含む。）から目標年度までのすべての年度で調査を行い、各調査年度の翌年度の10月末日までに沖縄総合事務局長に報告する。

ただし、上記による報告のうち、様式5の2については、各調査年度の翌年度の8月末日までに沖縄総合事務局長に報告する。

(3) 低調な施設等についての報告

(2)の報告で、事業計画に対し達成率が80%未満となった年度においては、施設ごとにその要因及び目標の達成に向けた取組を別様に記載し、達成状況報告に添付するものとする。

なお、運用第6に基づく改善措置等を第8により実施する場合は、改善計画の作成をもってこれに代えることができる。

第7 事業評価

- 1 運用第5に基づき、事業主体は、個別の施設について、林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第900号林野庁長官通知）第9の2により、なお効力を有することとされた森林・林業再生基盤づくり交付金の事業評価実施要領（平成25年5月16日付け25林政経第106号林野庁長官通知。以下この別紙において「事業評価実施要領」という。）に基づいて、下記のとおり事前評価及び事後評価を実施するものとする。ただし、事業評価実施要領については、森

林・林業再生基盤づくり交付金の事業評価実施要領の一部改正について（平成29年3月31日付け28林政経第307号林野庁長官通知）を適用するものとする。

2 事前評価

事業主体は、事業計画の作成段階において、費用対効果分析による事業効果の測定を行い、知事に報告するものとする。

3 事後評価

事業主体は、目標年度において、事前評価を行った施設ごとに費用対効果分析による事業効果の測定を行い、知事に報告するものとする。また、収支を伴う施設については、調査初年度から起算して3年目についても費用対効果分析を行うこととし、知事に報告するものとする。

なお、上記による報告を受けた知事は、様式6により各評価年度の翌年度の10月末日までに運用第4に基づく達成状況報告と併せて沖縄総合事務局長に報告するものとする。

4 その他

上記のほか、知事は、運用第4に基づく達成状況報告の際に、当初想定された事業効果が発現されているか否かといった観点から総合的評価を行うものとする。

第8 改善措置等

運用第6に基づく改善措置等については、次のとおりとする。

1 低調である場合とは、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合とする。

(1) 事業計画に定める指標の目標年度までの期間において、個別指標の目標値の達成率が3年間連続して70%未満である場合又は単年度で50%未満の場合

(2) 事業計画に定める指標の目標年度において、個別指標の目標値の達成率が70%未満である場合

2 知事は、1の(1)又は(2)の場合には、中小企業診断士(中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第11条に定める中小企業の経営診断の業務に従事する者)等による経営指導並びに事業主体によるその要因及び推進体制、施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画の作成を含む目標達成に向けた措置(以下「改善措置」という。)を実施し、その結果について様式7により沖縄総合事務局長に報告するものとする。ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。

3 知事は、改善措置を実施した場合は、改善措置を実施した年度の翌年度から起算して5年間、改善措置に対する達成状況を様式5に準じて沖縄総合事務局長へ報告するものとする。

4 知事は、改善措置を実施してもなお、目標の達成率が50%未満となった場合には、事業の中止又は条件を付した事業の継続等の検討を行うものとし、その結果を沖縄総合事務局長へ報告するものとする。

5 沖縄総合事務局長は、知事から4による検討の結果、事業を継続する旨の報告を受けた場合は、必要に応じて、事業の継続についての合理的な理由の有無につき審査し、理由がないと認められるときには、知事に対し、交付した交付金の全部又は一部

の返還を求めるものとする。この場合、学識経験者等第三者の意見を聴取することができるものとする。

第9 事業の透明性・客観性の確保

知事は、本交付金による事業に係る事業計画（変更計画含む。）、達成状況報告、事業評価結果、改善措置の内容及びその進捗状況について、インターネットのウェブサイト等効果的な手法により広く公表するものとする。

第10 施設の管理

事業主体は、事業について厳正的確な実施を期するとともに、事業の目的が十分達成されるよう事業完了後における運営管理に必要な措置を講ずるものとする。

- 1 管理主体（原則として事業主体とする。以下同じ。）は、本交付金により取得し、又は効用の増加した財産等については、本交付金の趣旨に即して適正に管理運営するものとする。
- 2 管理主体は、施設の管理運営状況を明確にするため、その種類、所在、構造規模、価格、得喪変更の年月日等を記載した台帳を備えるものとする。
- 3 管理主体は、施設ごとに管理規程を定めて適正な管理運営を行うとともに、その更新等に必要な資金（償却引当金等）の積立てに努めるものとする。
- 4 事業主体が、普通地方公共団体である場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に定める指定管理者に管理を行わせることができる。
- 5 施設の処分等の取扱いについては、災害時の緊急避難的な目的外使用を除き、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）」を適用するものとする。

第11 交付金交付決定前の着手

交付対象事業の着手（装置等の発注を含む。）は、原則として国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、知事は、必要性を十分検討した上で、その理由を具体的に付して、様式8により沖縄総合事務局長に提出することとする。

第12 その他

沖縄総合事務局長は、第2の1及び6、第5、第6、第7の3、第8の2、3及び4及び第11に基づく報告等を受けた場合は、その写しを速やかに林野庁長官に送付するものとする。